

大学院修学休業の許可等に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、浜松市教育委員会（以下「委員会」という。）の許可を受けて教育公務員特例法（昭和24年法律第1号。以下「教特法」という。）第5章に規定する大学院修学休業をする場合の許可等に関し必要な事項を定めるものとする。

(許可の申請手続)

第2条 大学院修学休業の許可を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、次の各号に掲げる書類を校長に提出する。

- (1) 大学院修学休業許可申請書（様式第1号）
- (2) 大学院修学計画書（様式第2号）
- (3) 取得しようとする専修免許状に係る基礎免許状の写し
- (4) 履歴書の写し

2 校長は、前項に規定する書類を添え、委員会に意見を申し出る。

3 前項に規定する手続は、原則として、大学院の課程等の入学試験の出願期間初日の1か月前までに行うこと。ただし、外国の大学院の課程等に係る修学休業の場合は、原則として、入学試験の出願期間初日の3か月前までに行うこと。

(受験の承認)

第3条 委員会は、大学院修学休業の許可申請があったときは、教特法第26条第1項各号に定める許可の要件、修学予定大学院等のカリキュラム、申請者の課題意識、修学意欲等について審査し、人事上の不都合が生じないと判断した場合に受験を承認し、受験承認書（様式第3号）により通知する。

2 委員会は、前項の規定に関し、必要があると認めるときは、申請者の申請事由、修学意欲等について面談その他の方法により確認することができる。

(受験結果の報告及び休業の許可)

第4条 大学院の過程等の入学試験を受験した者は、合格発表後速やかに受験結果通知書又はそれに相当する書類の写しを、校長に提出する。

2 校長は、前項の規定により提出された書類を、委員会に提出する。

3 入学試験に合格したことが確認できた者については、これを大学院修学休業の許可内定者とする。

(休業許可の取消し事由が発生した場合の届出)

第5条 休業期間中に教特法第28条第2項に定める大学院修学休業の許可の取消し事由が生じた場合は、大学院修学休業許可取消事由発生届（様式第4号）を校長に提出する。

2 校長は、前項に規定する書類を添え、委員会に意見を申し出る。

(職務復帰)

第6条 次に掲げる場合は、職務に復帰する。

- (1) 大学院修学休業の期間が満了したとき。
- (2) 教特法第28条の規定により、休業許可が失効したとき、又は委員会が休業許可を取り消したとき。

(辞令書の交付)

第7条 委員会は、次に掲げる場合は、辞令書を交付する。

- (1) 大学院修学休業を許可する場合
- (2) 大学院修学休業をした者が職務に復帰する場合

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

様式第1号

大学院修学休業許可申請書

年 月 日

(あて先)
浜松市教育委員会

学校名 浜松市立 学校

職 名 _____

氏 名 _____ 印

下記のとおり、大学院修学休業の許可を申請します。

記

- 1 所有しているすべての教員免許状
- 2 取得しようとする専修免許状
- 3 取得予定単位数

- _____ 単位
- 4 修学を希望する大学院の課程等

国 名	大学院、専修コース等	出願期間	試験日	合格発表日	入学手続期間

語学研修を行う場合

研修を行う学校(機関)	所在地	研修期間

- 5 休業予定期間

_____年 月 日 から _____年 月 日 まで _____年間
語学研修の期間も休業期間に含めることができる。

- 6 過去に大学院修学休業をした期間

無 ・ 有 _____年 月 日 から _____年 月 日 まで

様式第2号

大学院修学計画書

学校名		職名		氏名	印
-----	--	----	--	----	---

大学院・専攻コース等	
------------	--

1 テーマ

--

2 動機、抱負等

--

3 修学計画（履修予定科目、内容、単位数、その他）

年次	修学計画

様式第3号

受験承認書

年 月 日

浜松市立 学校
様

浜松市教育委員会 印

年 月 日付け大学院修学休業の許可申請に係る下記大学院の課程等の受験を承認する。

記

大学院の課程等

--

様式第4号

大学院修学休業許可取消事由発生届

年 月 日

(あて先)

浜松市教育委員会

学校名 浜松市立 学校

職 名 _____

氏 名 _____ 印

下記のとおり、大学院修学休業の取消事由が発生したので届け出ます。

1 届出事由

休業の許可に係る大学院の課程等を退学した。

教育公務員特例法施行令（昭和24年政令第6号）第7条で定める次の事由のいずれにも該当する。

- (1) 正当な理由なく大学院の課程等を休学している、又はその授業を頻繁に欠席している。
- (2) 専修免許状を取得するのに必要とする単位を休業期間中に取得することが困難となった。

2 事由の概要